

平成21年度

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ
保険料額が決まりました

7月16日に決定通知書を送付します

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は75歳以上の
人と、65歳以上で一定の障害のある人が加入する医療
制度です。

このたび平成21年度の保険料が決まりましたので、
保険料額決定通知書を7月16日に送付します。
同封している保険料に関するリーフレットも合わせ
てご覧ください。

保険料の納め方

保険料は原則、特別徴収（年
金からの天引き）で納めます。

ただし、対象になる年金の年
額が18万円未満の場合や、介護
保険料と後期高齢者医療保険料
を合わせた金額が年額の2分の
1を超える場合などは、普通徴
収（納付書か口座振替による支
払い）で納めます。

普通徴収は7月から来年3月
までの各月（9回）に支払いま
す。普通徴収で支払う人のうち
口座振替の申込をしている人は
各月末（土・日曜、祝日の場合
は金融機関の翌営業日）に振り
替えます。納付書で支払う場合
は決定通知書に添付しています
ので、各納期限までにお近くの
金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局
を含む）でお支払いください。

なお普通徴収で納める人で
も、10月から特別徴収になる場
合があります（該当者は決定通
知書に記載しています）。

- ◇市高齢者医療保険グループ
保険料に関すること
(0798・355・3110)
- ・被保険者証・減額認定証に関すること
(0798・355・3192)
- ◇兵庫県後期高齢者医療広域連合
(078・3266・2021)

◆口座振替への申込

申出により納付方法を口座振
替に変更することができます。

【手続き方法】金融機関で口
座振替の申込をしてください。
申込書は市の窓口、市内金融機
関にあります。手続きに必要な
ものは、印鑑（金融機関の届け
出印）・預（貯）金通帳・後期
高齢者医療被保険者証の3点で
す。次に、市の窓口で、納付方
法の変更を申し出てください。

手続きに必要なものは、「口座
52会議室

被保険者証を送付します

被保険者証は毎年8月1日に
更新されます。7月中旬に新し
い被保険者証（以下、保険証）
を送付しますので、8月1日か
ら新しい保険証を医療機関の窓
口で提示してください。

平成20年度の保険料の滞納状
況によって、有効期限の短い保
険証（短期被保険者証）を送付
することがあります。納付困難
な場合はお早めにご相談くださ
い。

窓口での一部負担金の割合

8月からの一部負担金の割合
は、同一世帯内の被保険者の平
成20年中（1月～12月）の所得に
より算出された平成21年度市民
税課税標準額をもとに決定しま
す（以下表②参照）。

振替申込書（本人控え）・後
期高齢者医療被保険者証です
※被保険者本人以外が口座振
替で保険料を納付する場合、口
座名義人の社会保険料控除とす
ること、世帯全員の所得税や
個人住民税の負担が少なくなる
場合があります。ただし納める
保険料の総額は変わりません

お気軽にご相談を

市は、保険料の算定方法など
の質問や納付方法などの相談に
答えるため、次のとおり「保険
料ご質問コーナー」を設けま
す。分からないことはお気軽に
ご相談ください。

【日程】7月17日～29日（土・
日曜、祝日を除く）の午前9時～
午後5時半

【会場】市役所本庁舎2階2
52会議室

限度額適用・標準負担額減額認定証

今年度から更新手続きは不要に
市民税非課税世帯の人に交付
している「限度額適用・標準負
担額減額認定証（以下、減額認
定証という）」の有効期限は7
月31日です。減額認定証は入院
時に提示することで、一部負担
金や食事が低所得Ⅰ・Ⅱの適
用区分までの支払いになります
（以下表④参照）。

現在減額認定証をお持ちの人
で引き続き対象になる場合は7
月中旬に新しい減額認定証を送
付します。新規に交付を希望す
る人は、高齢者医療保険グル
ープ、各支所、アクタ西宮ステ
ーションで申請してください。

窓口での一部負担金の割合

8月からの一部負担金の割合
は、同一世帯内の被保険者の平
成20年中（1月～12月）の所得に
より算出された平成21年度市民
税課税標準額をもとに決定しま
す（以下表②参照）。

表②：一部負担金の割合の判定方法

一部負担金の割合	判定基準
1割	同一世帯の長寿医療制度被保険者の市民税課税標準額が145万円未満の人のみの場合
3割	同一世帯に市民税課税標準額が145万円以上の長寿医療制度被保険者がいる場合

表③：基準収入額（必要経費等を控除する前の収入で判定）

- ▷同一世帯に長寿医療制度被保険者が1人の場合
…被保険者の収入 383万円
- ▷同一世帯に長寿医療制度被保険者が複数いる場合
…被保険者全員の収入合計 520万円
- ▷同一世帯に長寿医療制度被保険者が1人（収入
383万円以上）で、かつ70歳以上75歳未満
の人がいる場合…被保険者と70歳以上75歳未満
の人の収入合計 520万円

保険料の軽減

以下の要件に該当する人は、平成20年
中（1月～12月）の所得に応じて平成
21年度の保険料が軽減されます。

◆所得の少ない人

【均等割額】同一世帯の被保険者と世
帯主（被保険者でない人も含む）の総所得
金額等の合算額が、定められた基準を下
回る場合は、均等割額が軽減されます（下
表①参照）。なお、所得が未申告の場合
は軽減対象になりません。所得が未申告
の人には簡易申告書を送付していますの
で、至急、高齢者医療保険グループ（市
役所本庁舎1階）へ提出してください

【所得割額】基準総所得金額が58万
円以下の場合、所得割額が5割軽減され
ます

◆被用者保険の被扶養者であった人

長寿医療制度の加入日の前日に被用者
保険の被扶養者（※）だった人は、制度
加入から2年間に限り、均等割額が5割
軽減になり、所得割額の負担はありません。
なお平成21年度は、特例措置として均等
割額が9割軽減になります（年間
保険料額4392円）。

※国民健康保険や国民健康保険組合に
加入していた人は対象になりません

表①：均等割額の軽減判定早見表

軽減判定所得は基準総所得と異なりま
す。65歳以上の公的年金等受給者は、総
所得金額等から年金の範囲内で最大15
万円の控除があります。

□世帯主が被保険者の世帯

被保険者数	1人	2人	3人	4人
8.5割軽減※	33万円以下			
5割軽減	-	57万 5000円 以下	82万 5000円 以下	106万 5000円 以下
2割軽減	68万円 以下	103万円 以下	138万円 以下	173万円 以下

□世帯主が被保険者でない世帯

被保険者数	1人	2人	3人	4人
8.5割軽減※	33万円以下			
5割軽減	57万 5000円 以下	82万 5000円 以下	106万 5000円 以下	131万円 以下
2割軽減	68万円 以下	103万円 以下	138万円 以下	173万円 以下

※8.5割軽減の対象になる世帯のう
ち、長寿医療制度被保険者全員の各所得
（年金所得は控除額を80万円計算）が
0円である場合は9割軽減

保険料の減免

次のような事由に該当する場合、申請
により保険料の減免を受けられる場合が
あります。

【減免事由】災害で大きな損害を受け
たとき▷所得が著しく減少したとき▷他
の被保険者や世帯主が死亡したことなど
により、世帯の所得が軽減判定基準以下
になるとき

表④：一部負担金の割合と1カ月（月初～末日）の自己負担限度額など

適用区分	割合	自己負担限度額（1カ月）		入院時の 食事代の 標準負担 額（1食）
		外来（個人ごと） の限度額	外来+入院（世帯ごと） の限度額	
現役並みの 所得のある人	3割	4万4400円	8万100円+医療費が26 万7000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算。過去 12カ月間に3回以上高額 医療費の支給があった場合、 4回目以降は4万4400円	260円
一般	1割	1万2000円	4万4400円	260円
市民税非課税世帯の人	低所得Ⅱ	1割	8000円	90日までの 入院 210円 90日（過去 12カ月）を 超える入院 160円
	低所得Ⅰ	1割	8000円	1万5000円